スポーツに関する施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第四号

スポーツに関する施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

スポーツに関する施設の管理に関する規則（平成二十二年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第四十条関係）

一　条例別表第一号の表の規則で定める額

区分	競技者に係る定期券	普通利用者に係る定期券	健康づくりに係る定期券
略	略	略	略

備考

一　略

二　この表において「普通利用者」とは、競技者以外の者をいう。

三　略

二　略

改正前

別表（第四十条関係）

一　条例別表第一号の表の規則で定める額

区分	競技者に係る定期券	スポーツクラブに係る定期券	健康づくりに係る定期券
略	略	略	略

備考

一　略

二　この表において「スポーツクラブ」とは、プールを拠点として活動するスポーツクラブと知事が認めたものをいう。

三　略

二　略

附　則

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の日前に発行されたこの規則による改正前のスポーツに関する施設の管理に関する規則別表第一号に規定するスポーツクラブに係る定期券の使用については、なお従前の例による。